

岩手県監査委員告示第14号

監査結果の公表（令和元年岩手県監査委員告示第11号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

岩手県監査委員 軽 石 義 則  
岩手県監査委員 神 崎 浩 之  
岩手県監査委員 寺 沢 剛  
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1（1） 監査対象機関名 文化スポーツ部スポーツ振興課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和元年6月19日

イ 本監査実施日 令和元年7月30日

（3） 監査結果の公表の日 令和元年8月27日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>旅費、役務費及び使用料の支出に当たり、事業完了後相当期間経過してから支出しているものが4件、2,560,811円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>今後、支出手続きの進捗状況を確認することができる帳票を作成し、正担当者以外の複数職員がチェックするとともに、財務帳票等による確認を行うこととした。</p> <p>併せて、文化スポーツ企画室においても、財務帳票等の確認状況を再確認し、チェック体制の強化を図り、再発防止の徹底に努める。</p> <p>また、再発防止に向けた職員の意識啓発及び会計実務能力の向上を図るため、部内職員を対象とした会計実務研修会を定期的実施し、再発防止に努めることとした。</p>

2（1） 監査対象機関名 保健福祉部医療政策室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和元年7月4日

イ 本監査実施日 令和元年7月30日

（3） 監査結果の公表の日 令和元年8月27日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが8件、25,101,768円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>備品管理一覧表の整理は令和元年7月4日に処理を完了した。</p> <p>今後は、備品台帳と現物の突合を定期的に行うことで現状を把握するとともに、複数の職員が確認することで再発を防止することとした。</p>